

補装具評価検討会ワーキンググループ（第1回） 議事要旨

○日時 令和5年5月26日（木）15:30～17:30

○場所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール15A（WEBとの併用開催）

○出席者

（委員）※敬称略

浅見豊子、樫本修、高岡徹、陳隆明、飛松好子、芳賀信彦

（オブザーバー）※敬称略

神谷政美 保険局医療経済専門官、山崎伸也、中村隆

（事務局・自立支援振興室）

福祉用具専門官 徳井亜加根、障害者支援機器係長 田中匡、障害者支援機器係 金谷健司

○議題

- （1）補装具評価検討会WGスケジュール（案）の確認
- （2）物価高騰等の影響について
- （3）既製品装具の告示収載について
- （4）完成用部品価格算定式の改定について

○議事

本WGで個別の企業名及び個別の品名等に対する意見又は評価等が述べられる部分についての議事内容は非公開とし、その要旨を速やかに公表することとしている。

- （1）補装具評価検討会WGスケジュール（案）の確認

補装具評価検討会ワーキンググループのスケジュールについて、構成員より了承された。

- （2）物価高騰等の影響について

物価高騰等の影響について、中村オブザーバーから資料3に基づき、昨年度までに実施した厚労科研の調査報告を行った。補装具事業者の人件費については、製造業における平均時給より安く、賃金アップの必要性について言及があった。また、原材料価格については、3年前に実施された調査と比較して平均10.4%の上昇がみられ、仕入れ価格については、各種目によって上昇率に違いがあるものの、5.8%から15.7%の物価上昇がみられたと報告があった。すべての種目で一律の割合で基準価格を見直すのではなく、物価上昇率や市場価格との乖離幅に応じて基準価格を見直していく必要性について構成員より了承された。

- （3）既製品装具の告示収載について

補装具と治療用装具における既製品装具についての公定価格に差異が生じている件につき議論した。まず、資料4に基づき、オブザーバーの神谷医療経済専門官から既製品の治療用装具がリスト収載されるに至った経緯及び治療用装具の価格算定式について説明

された。補装具はオーダーメイドを原則としているため、既製品装具が使用されても、価格算定基準はいわゆるオーダーメイド価格しかなく、新たに既製品の基準価格が必要であると構成員から一致した見解を得た。また、既製品の治療用装具基準価格は、加工する場合等の加算要素がないが、補装具は変形のみられる障害者が利用することも多く、既製品装具をそのまま使用できないことも考慮する必要があるとされた。そのため、新たに収載する算定基準では、義肢装具士の技術料と加工料を既製品装具の価格に積算できる方式とすることとし、人件費部分と原材料部分等の価格の内訳を明確にすべきとされた。

また、既製品装具の価格算定式についても議論された。事務局から特定保険医療材料及び薬価における原価計算方式について説明を行い、算定式の係数については、基本的に特定保険医療材料のものを使用し、営業利益率については、サプライチェーンや医療国家資格の有資格者が介在するといった類似性に鑑み、医薬品の係数を使用する方針が了承された。ただし、治療用装具としてリスト化されている既製品装具について、想定した係数による価格の試算結果を待って再度議論することとなった。

(4) 完成用部品価格算定式の改定について

完成用部品価格算定式について、山崎オブザーバーから資料5に基づく説明と現状の課題について報告があった。完成用部品の価格についても、メーカーの申請価格の内訳を明確にし、管理費については算定式の見直しや公開も含め検討することが了承された。

(5) その他

補装具費支給取扱指針では、本人の希望するデザインや素材については差額自己負担を認めることとしているが、カーボン素材など、素材が機能に直結するような場合についての扱いが議論された。例えばアルミ製等の素材でも使用できるが、利用者本人がカーボン素材を希望する場合は差額自己負担として取扱ってよいとの結論を得た。ただし、利用者にとってカーボンでなければ使用できない特段の事情がある場合は、差額自己負担ではなく、全額を補装具費として認めるべきである、とされた。

<照会先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
電話 03-5253-1111 (内線 3073)